

三原市男女共同参画 社会づくり表彰

表彰事業者紹介

平成25～令和6年度



三原市

はじめに

三原市では、誰もが働きやすく、個性と能力が発揮できる職場をめざして、豊かで活力ある男女共同参画社会の推進に積極的に取り組んでいる市民や事業者等を平成25年度から表彰しています。

このたび、これまでに表彰した市内事業者 18社の取り組みを一冊の冊子にまとめました。

働きやすい環境を整備している事業者の取り組みを広く周知することで、地域全体で働きやすい環境づくりが推進されることを期待しています。

ワークライフバランス(仕事と家庭の調和)が充実すれば、社員の満足度も上がり、生産性・効率性の向上につながります。

すべての人がお互いの人権を尊重し、個性と能力が十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現をめざしましょう。

「三原市男女共同参画社会づくり表彰」概要

●趣旨

三原市男女共同参画社会づくり表彰実施要綱(※最終ページに掲載)に基づき、男女共同参画社会の推進を積極的に実施している市民、市民団体、事業者、教育に携わる者を表彰するため、表彰候補者を募集する。

●選考

選考は、応募用紙及びその他の提出資料による書類選考を原則とする。
学識経験者や公募された市民などからなる「三原市男女共同参画審議会」で審査をし、市長が被表彰者を決定する。

●審査基準(事業者)

- (1) 男女の人権に配慮し、男女がともに働きやすい、又は活動しやすい環境づくりに務めていること。
- (2) 女性の能力活用や活動領域拡大を図っていること。
- (3) 仕事やその他の活動と家庭生活との両立支援を図っていること。
- (4) その他、男女共同参画社会づくりに積極的に取り組んでいること。

目次

●令和6年度表彰

株式会社 本郷給食センター	4
社会福祉法人 三原福社会 三原慶雲寮	4

●令和5年度表彰

株式会社 三原美装社	5
株式会社 みどり商会	5
社会福祉法人 みどりの町	6

●令和4年度表彰

有限会社 大坪	6
医療法人仁康会 小泉病院	7

●令和3年度表彰

株式会社 MCAT	7
社会福祉法人 本郷福社会	8

●令和2年度表彰

社会福祉法人 松友福社会 障害者支援施設 寿波苑	8
平畑建設 株式会社	9

●平成31年度表彰

社会福祉法人 亀甲会	9
三原市医師会病院	10

●平成30年度表彰

お多福醸造 株式会社	10
株式会社 アトラック	11
社会福祉法人 泰清会	11

●平成27年度表彰

株式会社 八天堂	12
----------------	----

●平成26年度表彰

株式会社 エヌワイティグループ	12
-----------------------	----

※平成25, 28, 29年度は表彰事業者なし

令和6年度表彰

株式会社本郷給食センター (本郷町南方)

事業概要 給食調理・弁当配送

設立 昭和52年9月

従業員数 54名



HP

取組内容

- ☑ 受注業務におけるデジタル化を進め、受注ミスや紙媒体を削減することで時間外勤務の縮減につながった。
- ☑ 属人化になりがちな配達業務や事務など各種作業を見直し、業務の標準化を行うことで長時間労働を抑制している。
- ☑ 中学生以下の子どもを養育している従業員に対し、会社独自で子育て支援手当を支給している。
- ☑ 令和7年4月に、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画を策定した。

令和6年度表彰

社会福祉法人 三原福祉会 三原慶雲寮 (小坂町)

事業概要 福祉・介護事業

設立 昭和48年2月

職員数 84名



HP

取組内容

- ☑ 産業医を選任し、健康相談を実施している。勤務時間内に健康診断や腰椎検査が受けられるなど、職員の健康管理に配慮している。
- ☑ 貸与制服の刷新や、Instagramでの情報発信を女性が企画立案するなど、運営に積極的に参画している。
- ☑ 定年後や70歳を過ぎても働く意欲のある職員の相談に応じ、生活スタイルに則した短時間勤務など柔軟な勤務制度を提示し、雇用している。

令和5年度表彰

株式会社三原美装社 (和田一丁目)

事業概要 設備保守点検・清掃業

設立 昭和37年4月

従業員数 57名



HP

取組内容

- ☑ 本市で唯一、広島県「働きがいのある会社」認定企業27社に認定され、優秀企業に選ばれている。
- ☑ 部署の垣根を越えた男女が働きがい向上委員会を発足し、意見交換や業務改善提案などを行っている。
- ☑ 実務経験のある女性を新たな管理職である「クリーンアドバイザー」として任命。各現場で指導・助言を行い生産性向上につなげている。

令和5年度表彰

株式会社みどり商会 (久井町坂井原)

事業概要 廃棄物処理業・ビルメンテナンス業

設立 昭和49年4月

従業員数 57名



HP

取組内容

- ☑ 従業員の仕事と家庭の両立を応援し、年次有給休暇とは別に独自の「ワークライフバランス休暇（5日）」を約10年前から導入している。
- ☑ ビジネスチャットツールを導入し、各自携帯から業務情報を共有することで業務効率を上げている。
- ☑ いくつになっても働ける職場づくりとして、清掃業務部門を設置。高齢者を積極的に雇用している。（平均年齢は67歳）

令和5年度表彰

社会福祉法人 みどりの町 (大和町箱川)

事業概要 障害者福祉・支援事業

設立 昭和53年7月

従業員数 218名



HP

取組内容

- ☑ 社員からの要望を取り入れ、独自の特別有給休暇制度である「あなたの夢のお手伝いドリーム休暇」(3日)を新設した。
- ☑ 女性活躍行動計画を策定し、女性が活躍できる雇用環境の整備を行っている。
- ☑ 育児・介護休業制度を職員に積極的に周知し、活用に繋げている。

令和4年度表彰

有限会社 大坪 (城町一丁目)

事業概要 美容業

設立 昭和34年3月(昭和21年創業)

従業員数 6名



HP

取組内容

- ☑ 平成30年「広島県仕事と家庭の両立支援企業」に登録。
- ☑ 令和元年「広島県働き方改革実践企業」に認定。
- ☑ 令和2年より「ひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所」のゴールド認定継続中。
- ☑ 令和3年より厚生労働省の「ユースエール企業」認定継続中。
- ☑ パートから正社員への転換制度や、介護休業や育児休暇などの各種休暇制度を整備し、就業規則に明文化している。
- ☑ 業務効率化により有給休暇の取得率も高く、時間外勤務0時間を達成。
時間外勤務0は平成30年より継続中で、トレーニングも就業時間内で行っている。

令和4年度表彰

医療法人仁康会 小泉病院 (小泉町)

事業概要 医療機関

設立 昭和42年2月

従業員数 344名



HP

取組内容

- ☑ 管理職の女性登用率は50%を超え、各種委員会などの長にも女性を積極的に登用している。
- ☑ 敷地内に託児所あり。
- ☑ 平成31年4月に女子ソフトボール部を創立し、球場施設も整備。部員が小学校での体験学習を実施するなど、地域にも貢献している。

令和3年度表彰

株式会社 MCAT ※ (宮沖五丁目)

事業概要 情報通信業など

設立 昭和58年11月

従業員数 53名



※令和5年4月1日に「三原テレビ放送株式会社」から「株式会社MCAT(エムキャット)」に社名変更。



HP

取組内容

- ☑ 女性従業員比率は56.6%、管理職では44.4%で、全ての部署に女性が配置されている。
- ☑ 職場体制を改革し、休暇申請方法等を周知したことで、完全週休2日制・有給休暇の取得率向上を達成した。
- ☑ 職員提案から、勤務時間短縮制度を小学校卒業まで延長し、子育てをしながら働ける環境を整えた。

令和3年度表彰

社会福祉法人 本郷福祉会 (本郷町下北方)

事業概要 福祉・介護事業

設立 平成5年5月

従業員数 72名



HP

取組内容

- ☑ 子育て中の職員に、育児休業からの職場復帰プランの作成、夜間業務の免除などを実施している。
- ☑ 全職員に育児休業の取得を推奨し、男性職員も育児・介護休暇を取得している。
- ☑ アンケートやミーティングなどで職員の声を集め、働きがいの向上に努めている。

令和2年度表彰

社会福祉法人 松友福祉会 障害者支援施設 寿波苑 (須波ハイツ四丁目)

事業概要 障害者福祉・支援事業

設立 昭和63年4月

従業員数 48名



取組内容

- ☑ 女性従業員比率は81.5%で、女性にとって魅力的で働きやすい職場づくりを追求している。
- ☑ 経営層のリーダーシップのもと育児休業を推奨し、就業継続を推進。効率化のための仕組みを導入し、有休消化率も100%に。
- ☑ 仕事の効率化等の改善を提案する「業務改善提案書」を導入している。

令和2年度表彰

平畑建設株式会社 (久井町和草)

事業概要 建設業

設立 昭和55年10月

従業員数 26名



HP

取組内容

- ☑ 社内で協力体制を構築し、従業員間の業務分担を調整。
農業や介護・育児等、家庭と仕事の両立を支援している。
- ☑ ソフトウェアやクラウド化を利用した業務の効率化を行い、
テレワークによる在宅勤務制度も導入した。
- ☑ 広報誌の発行を通じた社内コミュニケーションの活発化を図っている。

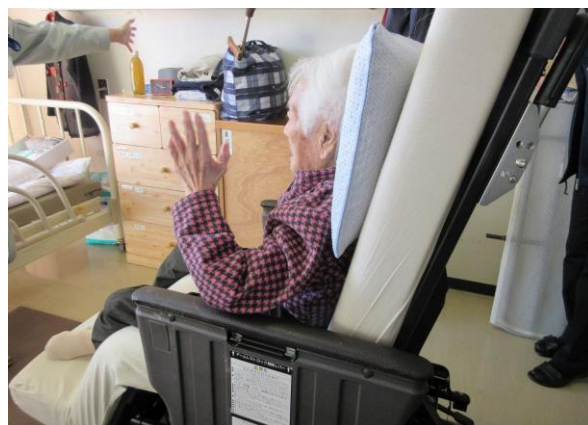
平成31年度表彰

社会福祉法人 亀甲会 (久井町江木)

事業概要 福祉・介護事業

設立 昭和40年4月

従業員数 89名



HP

取組内容

- ☑ 女性職員が多数派となりがちな介護現場において、多様性を重視した雇用
(男性従業員の積極的雇用、障害者の長期定着雇用)を行う。
- ☑ 介護用ロボット、おむつ用洗濯機、リハビリシステム導入等、働きやすい
職場環境のための改善に取り組む。
- ☑ パートから正社員への転換制度を導入した。

平成31年度表彰

三原市医師会病院 (宮浦一丁目)

事業概要 医療機関

設立 昭和57年12月

従業員数 287名



HP

取組内容

- ☑ 病院職員などに対する院内保育（生後6か月から就学前まで）を設置している。
- ☑ 相談窓口（育児・介護・産後復職・各種ハラスメント・メンタルヘルスなど）を設置し、仕事と家庭の両立支援のための相談体制を整えている。💡
- ☑ 看護休暇、介護休暇、育児時間を無給でなく有給で取り扱っている。💡
- ☑ 1時間単位の年次有給休暇を導入しているほか、育児短時間勤務を小学校卒業まで認め、子育てをしながら働ける環境を整えている。
- ☑ 女性管理職の割合が高い（約50%）💡
- ☑ 再就職・再雇用制度があるほか、離職率も低い（3.2%）💡

平成30年度表彰

お多福醸造株式会社 (大和町大具)

事業概要 製造業

設立 平成11年10月

従業員数 21名



HP

取組内容

- ☑ 育児・介護を事由とした4パターンの短時間勤務形態が選択可能。💡
- ☑ 連続5日以上の有給休暇「ノーリーゼン休暇制度」など、有給休暇の取得を推進。多様な背景を持つ社員の活躍を図っている。
(有給休暇取得率：77% ＊令和6年度国内グループ6社実績)
- ☑ 年次や役割に応じた研修や公募型研修等、教育体系を整備し、社員の成長や自律的なキャリア形成を支援している。

平成30年度表彰

株式会社アトラック (皆実一丁目)

事業概要 人材派遣事業、保育事業など

設 立 平成18年8月

従業員数 40名



HP

取組内容

- ☑ 平成30年8月「広島県仕事と家庭の両立支援企業」に登録。
- ☑ 育児等の休暇後に復職した際の短時間勤務制度があり、仕事と家庭との両立支援を図っている。
- ☑ 管理職への女性登用、自己啓発に取り組む社員に対しての資格取得助成制度を設けるなど、女性の能力活用を推進している。

平成30年度表彰

社会福祉法人 泰清会 (港町一丁目)

事業概要 高齢者・障がい者福祉、介護事業
保育・児童福祉事業

設 立 平成10年7月

従業員数 280名



HP

取組内容

- ☑ 安心して長く働ける優良法人を認証する制度である「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」において、「プラチナ認証」を受けている。
- ☑ 短時間正社員制度や兼業・副業許可制度を導入し、多様な働き方を選択でき活躍できる環境を整備している。
- ☑ 「こころの相談室」を開設し、職員が自身の人生を大切にできるサポート体制づくりに努めている。

平成27年度表彰

株式会社八天堂 (宮浦三丁目)

事業概要 食品の企画・製造・販売

設立 昭和28年6月

従業員数 257名



HP

取組内容

- ☑ 八天堂ビレッジ（本郷町善入寺）に認可保育園を併設し、社員スタッフのほか地域の方も受け入れている。
- ☑ 会社の役職者の約45%を女性が占めている。
- ☑ 育児休業後は、本人の希望により短時間勤務が可能。
- ☑ 未就学児を養育する社員スタッフは、年次有給とは別に子の看護休暇を取得可能。（子が1名の場合5日/年、2名以上の場合10日/年を限度とする）

平成26年度表彰

株式会社エヌワイティグループ (西宮二丁目)

事業概要 清掃業、機材レンタル業

設立 昭和42年10月

従業員数 36名



HP

取組内容

- ☑ 性別にかかわらず個人の能力を評価しており、女性管理職が多い。
- ☑ 掃除の楽しさを伝え、子どもの頃から家事参加意識を育てるため、小学生を対象とした「健康お掃除」社会見学を実施している。
- ☑ 女性のプロジェクトがあり、女性が全てを決定し実行している。勉強会を行うほか、「浮城まつり」などのイベントに出店するなど、様々なことに取り組んでいる。
- ☑ いくつになっても働ける環境を整え、高齢者を積極的に雇用している。

三原市男女共同参画社会づくり表彰実施要綱

平成23年9月30日要綱第83号

改正 令和元年8月5日要綱第21号

令和5年9月1日要綱第109号

(目的)

第1条 この要綱は、三原市男女共同参画推進条例（平成23年三原市条例第9号。以下「条例」という。）第15条並びに三原市男女共同参画推進条例施行規則（平成23年三原市規則第47号。以下「規則」という。）第6条及び第7条の規定に基づき、男女共同参画の推進を積極的に実施している市民等の表彰及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民
- (2) 市民団体
- (3) 事業者
- (4) 教育に携わる者

(被表彰者)

第3条 年度毎の被表彰者等の総数は、5件以内とする。

(選考方法)

第4条 選考は、応募の際に提出された「三原市男女共同参画社会づくり表彰応募用紙」及びその他の提出資料等による書類選考を原則とし、必要に応じて、聞き取り等の調査を行う。

(市民、市民団体及び教育に携わる者の選考基準及び評価方法)

第5条 市民、市民団体及び教育に携わる者の選考は、次に掲げる選考基準により評価するものとする。

- (1) 人権が尊重される男女共同参画社会づくりに関し、取組みを進めていること。
 - (2) 女性の能力発揮により、その社会参加が促進されることに関し、取組みを進めていること。
 - (3) 男女が対等な構成員として参画し共に責任を担うことに関し、取組みを進めていること。
 - (4) 男女共同参画社会づくりの功績をあげていること。
 - (5) 複数年にわたる活動実績があること。
 - (6) 地域への貢献となっていること。
 - (7) 継続して活動していること。
 - (8) その他、男女共同参画の推進に関し、積極的な取組みを進めていること。
- 2 同一の功績について、本表彰制度により過去に表彰を受けた者については対象としない。

(事業者の選考基準及び評価方法)

第6条 事業者の選考は、次に掲げる選考基準により評価するものとする。

- (1) 男女の人権に配慮し、男女がともに働きやすい、又は活動しやすい環境づくりに務めていること。
 - (2) 女性の能力活用や活動領域拡大を図っていること。
 - (3) 仕事やその他の活動と家庭生活との両立支援を図っていること。
 - (4) その他男女が共同して参画する社会づくりに積極的に取組んでいること。
- 2 評価は、前項に掲げる選考基準について、規則第6条第1項第3号に定める応募用紙におけるチェック項目を参考に、事業者表彰審査表（別記様式）により次の4段階で評価するものとする。
- 3 前項の規定により、三原市男女共同参画審議会の委員が評価した評点を集計し、平均点数が2.9点以上の事業者を被表彰者とする。

(結果通知)

第7条 市長は、選考結果を、応募者全員に通知する。

(公表)

第8条 市長は、被表彰者名を、次に掲げる方法により公表するものとする。

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 広報誌への掲載

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（令和元年8月5日要綱第21号）

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和5年9月1日要綱第109号）

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。



発行:三原市役所生活環境部人権推進課

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

TEL:0848-67-6044 FAX:0848-64-4103

MAIL:jinken@city.mihara.hiroshima.jp